3　道路の立体的区域の適用対象の拡大
道路管理者は、道路の新設又は改築を行う場合以外の場合においても、道路の立体的区域を定めることができることとした。（第四七条の七関係）

二　道路整備特別措置法の一部改正関係
1　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、第八条第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わってその権限を行う場合において、道路の占用の許可に係る申請書の記載事項の確認その他の国土交通省令で定める事務を、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社（以下「会社」という。）に委託しなければならないこととした。（第八条第七項及び第八項関係）
2　会社が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、平成七七年九月三〇日以前でなければならないこととした。（第二三条関係）

三　都市計画法及び都市再生特別措置法の一部改正関係
道路の新設又は改築を行う場合以外の場合や、都市計画施設である道路以外の道路の整備を行う場合においても、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、地区整備計画等において、当該道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができることとした。（都市計画法第一二条の一及び都市再生特別措置法第三六条の二関係）

四　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正関係
1　機構の業務として、国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることを追加することとした。（第一二条関係）
2　協定及び業務実施計画の記載事項として、特定更新等工事の内容を追加するものとし、当該業務実施計画の認可基準として、特定更新等工事により、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなると見込まれるものであることを追加することとした。（第一三条及び第一四条関係）
3　機構は、平成七七年九月三〇日までに解散することとした。（第三一条関係）

五　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一（3を除く。）及び二（2を除く。）は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇建築基準法の一部を改正する法律（法律第五四号）（国土交通省）

1　構造計算適合性判定制度の見直し
(一)　構造計算適合性判定の手続の変更
(1)　建築主は、確認の申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準（一定の構造計算に係る基準をいう。以下同じ。）等に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならないこととした。（第六条の三第一項関係）
(2)　建築主事等は、申請に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から適合判定通知書（建築物の計画が特定構造計算基準等に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。）等の提出を受けた場合に限り、確認をすることができることとした。（第六条第五項及び第六条の二第三項関係）
(二)　構造計算適合性判定の対象の見直し
建築物の計画が特定構造計算基準等（確認審査が比較的容易にできるものに限る。）に適合するかどうかを、一定の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する建築主事が確認審査をする等の場合は、都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなくてもよいこととした。（第六条の三第一項関係）
2　指定確認検査機関による仮使用認定制度の創設
指定確認検査機関等が、一定の基準に適合していることを認めたときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができることとした。（第七条の六第一項関係）
3　定期調査・検査報告制度の強化
(一)　安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物及び建築設備等を一律に定期調査等及び報告の義務の対象とすることとし、当該調査等は、一定の資格者証の交付を受けている者等にさせなければならないこととした。（第一二条第一項～第四項及び第一二条の二関係）
(二)　定期検査等及び報告の義務の対象に特殊建築物等の防火設備を加えることとした。（第一二条第三項及び第四項関係）
4　特定行政庁による建築物の調査権限の強化
(一)　特定行政庁等による報告徴収の対象に、建築材料等を製造した者及び建築物に関する調査をした者を加えることとした。（第一二条第五項関係）
(二)　特定行政庁等は、必要な限度において、建築主等に対し、物件の提出を求めることができることとした。（第一二条第六項関係）
(三)　建築主事等による立入検査等の対象に、建築材料等を製造した者の事業場及び建築物に関する調査をした者の事業場を加えることとした。（第一二条第七項関係）
5　国土交通大臣による建築物の調査権限の創設
国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築主等に対し、報告若しくは物件の提出を求め、又はその職員に、建築物等への立入検査等をさせることができることとした。（第一五条の二関係）
6　木造建築関連基準の見直し
(一)　大規模の建築物の主要構造部に関する基準の見直し
延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物（その一定の主要構造部の全部又は一部に木材等の可燃材料を用いたものに限る。）について、一定の防火設備等で有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ三、〇〇〇平方メートル以内としたものである場合には、第二条第九号の二イに掲げる基準に適合しなくてもよいこととした。（第二一条第二項関係）
(二)　耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物に関する基準の見直し
耐火建築物又は準耐火建築物としなければならないこととされていた一定の特殊建築物について、その主要構造部及び一定の外壁の開口部に一定の防火措置を講ずればよいこととした。（第二七条第一項関係）
7　特殊の構造方法又は建築材料
第二章の規定及びこれに基づく命令の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物については、国土交通大臣がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しないこととした。（第三八条関係）
8　容積率制限の合理化
(一)　建築物の地階で老人ホーム等の用途に供する部分の床面積については、当該建築物の老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を限度として建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととした。（第五二条第三項関係）
(二)　政令で定める昇降機の昇降路の部分の床面積については、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととした。（第五二条第六項関係）
9　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇建設業法等の一部を改正する法律（法律第五五号）（国土交通省）

一　建設業法の一部改正関係
1　許可に係る業種区分の見直し
許可に係る業種区分に、解体工事業を追加することとした。（第三条第二項の別表第一関係）
2　暴力団排除条項の整備
許可に係る欠格要件及び取消事由に暴力団員であること等を追加するとともに、欠格要件等の対象となる役員の範囲を拡大することとした。（第五条～第八条及び第二九条関係）